

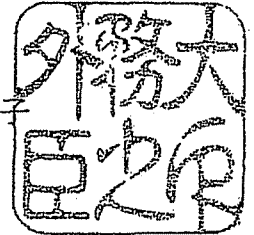


情報公開第03848号
平成13年08月20日

甲第
38
号証

様)

外務大臣 田中 眞紀子



行政文書開示決定等通知書

平成13年06月19日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1952年1月9日、韓国から提出された「財産及び請求権処理に関する協定基本要項」及び説明、討論（1952年の日韓会談）に関する全ての文書と、日本の代案「日韓間の財産請求権処理に関する協定基本要項」に関連した全ての文書

2. 開示請求番号 2001-01208

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務省に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書「説明事項」をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、開示の実施を行わないことがありますので、御注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-3581-9320

FAX：03-3581-4443

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

1	行政文書の名称等： 日韓会談第一回財産・請求権問題委員会議事録（昭和27年2月20日）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、未解決の問題に関する交渉内容に係る情報であって、公にすることにより、関係国等との交渉上不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 2枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとにつき百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
2	行政文書の名称等： 韓日会談財産及び請求権問題分科委員会における韓国側代表の挨拶
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、未解決の問題に関する交渉内容に係る情報であって、公にすることにより、関係国等との交渉上不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
3	行政文書の名称等： 韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側提案（一九五二年二月二十一日提出）
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、未解決の問題に関する交渉内容に係る情報であって、公にすることにより、関係国等との交渉上不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

4	行政文書の名称等： 日韓会談第五回請求権委員会議事要録
	決定区分： 開示
	決定に係る該当条項：
	決定理由：
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 1枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとにつき百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
5	行政文書の名称等： 日韓両国間に取り極められるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、未解決の問題に関する交渉内容に係る情報であって、公にすることにより、関係国等との交渉上不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
6	行政文書の名称等： 請求権問題に関する日本側提案の説明（要旨）
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、未解決の問題に関する交渉内容に係る情報であって、公にすることにより、関係国等との交渉上不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	